

要望書について（回答）

- 提出者：なだて村づくり協議会
- 受付日：令和5年7月5日
- 回答日：令和5年8月29日

I. 道路に関する要望

1. 県道 23 号倉吉由良線の一部区間の拡幅について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

道路の拡幅について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

2. 県道 151 号倉吉東伯線の安全対策について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

道路の安全対策について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

3. 市道半坂別所線に迫り出している枝の伐採について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該路線の伐採については年次的に実施しており、今年度も一部区間を実施しました。
来年度以降も継続して実施します。

4. 市道半坂別所線における除雪作業について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

道路幅員が広い区間についてできる限り広く除雪するよう、除雪業者に指示します。
ただし、豪雪時に他路線の除雪が間に合わない等の影響がある際には、対応できない場合がありますのでご理解ください。

5. 県道 202 号津原穴沢線の穴田地内における歩道の設置について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

歩道設置について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

6. 市道津原中央線の急カーブの解消及び拡幅について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該路線の交通量などの道路状況を考慮すると、拡幅等の事業実施は困難です。

7. 市道津原中央線の路肩補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該区間については、路肩保護コンクリートを年次的に施工します。
なお、施工時期については、他地区との優先度や予算状況をみて検討します。

8. 市道谷津原線の舗装下の空洞補修について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度、空洞補修を実施します。

9. 市道谷津原線のクランク箇所の危険解消について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該路線の交通量などの道路状況を考慮すると、拡幅等の事業実施は困難です。
脱輪防止対策として路肩にデリニエータ（反射ポール）の設置を検討します。

10. 大倉川に架かる橋と道路との段差解消について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

要望のありました路線は地元管理の農道であります。農道舗装等の改修については、地域整備課が所管する原材料支給（上限 13 万円）及び機械借上（上限 11 万円）制度の活用を検討してください。
なお、この制度が活用できるのは年間 1 回としていますので、公民館内で十分に調整を図っていただきますようお願いいたします。

11. くじら橋の段差解消（緩和）について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

道路の段差解消について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

12. 県道 202 号津原穴沢線及び市道谷 3 号線における通学児童の安全確保等について 交通安全の注意喚起標識等の設置

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

県道 202 号津原穴沢線の注意喚起標識等の設置について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

市道谷 3 号線の歩道部分の補修

【回答：建設課 Tel 22-8169】

水溜まり箇所は県道区域と思われますので、鳥取県中部総合事務所県土整備局に補修を要望します。

横断歩道の設置

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

横断歩道については、鳥取県公安委員会が決定し、設置することになるため、鳥取県公安委員会の窓口となる倉吉警察署へ設置を要望します。設置の可否に係る倉吉警察署の回答につきましては、なだて村づくり協議会長宛に通知します。

II. 河川に関する要望

1. 由良川土手の草刈り

【回答：建設課 Tel 22-8169】

河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

2. 由良川水系河川の河川内草刈作業の業者委託について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

県管理区間における草刈り、堆積土砂の撤去について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。また、県管理区間から上流については、地元での対応をお願いしますが、草の繁茂状況、土砂堆積状況により地元での対応が困難な場合は市にご相談ください。

III. 住環境に関する要望

1. 消火栓の位置表示板の設置について

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

消火栓の位置表示板については、設置を希望する自治公民館へ現物支給を行い、設置については地元に行っていたいただいているところです。設置を希望する自治公民館から防災安全課へご相談ください。

IV. 灘手地区の振興その他に関する要望

1. 灘手小学校跡地の利活用について

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

灘手小学校は、閉校後も施設の維持管理は教育委員会（教育総務課）で行っており、地域スポーツ活動登録団体等への学校開放も継続して実施しています。

閉校後の施設の利活用につきましては、地元の灘手地区の意向を尊重することがまず前提であり、地域振興に係るため地域づくり支援課が市役所の窓口となって地元の小学校跡地利用検討委員会に参加していますが、ご要望があれば教育委員会も参加します。

2. 「暫定」とされている統合小学校名に係る検討の早期着手と決定について

【回答：学校教育課 Tel 22-8166】

校名の変更については、児童への精神的な負担や様々な面での影響を考慮すれば、令和 6 年 4 月が適切であると考えます。検討にあたっては、成徳小学校に通う児童の生活の様子に鑑み、一定の落ち着いた様子が確認できましたので、今後、成徳小学校と明倫小学校の保護者と方法等について検討を進めていくところです。

なお、年度途中の校名変更となる場合には、主に以下の手続きが必要となり、学校現場の教職員はもちろん、鳥取県教育委員会などに多大な負担をお願いすることになりますのでご理解ください。

- ・ 県および市教育委員会による教職員への辞令交付
- ・ 諸書類の校名変更手続き（文部科学省調査、成徳小学校名で登録されている全書類、備品および備品台帳の校名変更）＜県、市、学校＞
- ・ 校務支援システムの校名変更（打合せや変更手続きに3か月必要）＜市、学校、業者＞
※校務支援システムとは、指導要録や出席簿等の学校に係る情報を一元管理する。また、教育関係機関同士の情報伝達を行う。
- ・ 新校名での新たな指導要録や出席簿の作成＜学校＞
- ・ Google アカウント、e ラーニング教材のアカウント切り替え＜市、業者、学校＞
- ・ 児童の所持品の校名変更＜学校＞